

## 鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （交付目的）

第2条 本補助金は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条の規定に基づき設立された鳥取市土地開発公社（以下「公社」という。）が実施する住宅団地分譲事業の円滑な運営を推進し、もって住宅団地の分譲を促進することを目的として交付する。

### （補助対象事業）

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に定める事業とする。

### （補助金の算定等）

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2欄に掲げる経費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### （交付申請）

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか、資金計画書（様式第1号）を添付して、市長に申請しなければならない。

### （着手届）

第6条 補助対象事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は要しない。

### （交付の時期）

第7条 本補助金は、規則第11条第1項ただし書の規定に基づき概算払により交付するものとし、その支払にあたっては、公社の事業が円滑に行われるよう資金計画に基づいて行うものとする。

- 2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

（実績報告）

第9条 規則第12条に定める実績報告書は、同条第1号、第2号及び第3号に定める必要書類を添付して、補助金の交付された翌年度の4月20日までに市長へ提出しなければならない。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 3 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

| 1 補助対象事業                   | 2 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公社が実施する青谷町望町団地の分譲事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費（給料、法定福利費）</li> <li>・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費）</li> <li>・ 役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料）</li> <li>・ 備品購入費</li> <li>・ 報償金</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 使用料及び賃借料</li> <li>・ 分譲地の購入者及び利用者に対する支援金</li> <li>・ 土地の取得資金に係る借入金の利子</li> <li>・ 租税公課費</li> <li>・ その他市長が適当と認める経費</li> </ul> |

別表（第 3 条、第 4 条関係）

| 1 補助対象事業                   | 2 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>公社が実施する青谷町望町団地の分譲事業</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費（給料、法定福利費）</li> <li>・ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、燃料費）</li> <li>・ 役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料）</li> <li>・ 備品購入費</li> <li>・ 報償金</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 使用料及び賃借料</li> <li>・ 分譲地の購入者及び利用者に対する支援金</li> <li>・ 土地の取得資金に係る借入金の利子</li> <li>・ 租税公課費</li> <li>・ その他市長が適当と認める経費</li> </ul> |

様式第 1 号（第 5 条関係）

資金計画書

補助金名：鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金

| 区分    | 支払年月 | 金 額 | 備 考 |
|-------|------|-----|-----|
| 第 1 回 | 年 月  | 円   |     |
| 第 2 回 | 年 月  | 円   |     |
| 第 3 回 | 年 月  | 円   |     |
| 計     |      |     |     |

様式第 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

所 在 地

団 体 名

代表者名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 受 第 号で交付決定のあった鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金について、鳥取市土地開発公社住宅団地分譲事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円  
( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択または記入すること。）
  - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
  - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
  - ☐ 2 割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
  - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が 5 % を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
  - ☐ その他 ( )
- 6 添付資料
  - (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
  - (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
  - (4) 特定収入割合がわかる書類